

申請書名：麻薬取扱者業務(研究)廃止届

概要	有効期限内に麻薬に関する業務を廃止したとき、15日以内に届出るものです。
届出書以外に必要な書類	現在お持ちの麻薬免許証
手数料	不要
受付窓口	各総合支庁保健福祉環境部保健企画課医薬事担当（各保健所） TEL 村山保健所 023-627-1248 最上保健所 0233-29-1257 置賜保健所 0238-22-3872 庄内保健所 0235-66-4738
備考	麻薬営業所の廃止や麻薬診療施設の閉鎖の場合、他に「免許失効による麻薬所有量届」が必要になります。 また、現に麻薬を所有する場合は、「麻薬譲渡届」（麻薬を譲り渡す場合）又は「麻薬廃棄届」（麻薬を廃棄する場合）が必要です。

【記載例】

麻薬 施用者 業務（研究）廃止届

免許証左上の8桁

免許証の番号	第〇〇〇〇〇〇号	免許年月日	令和〇〇年〇月〇日
麻薬業務所	所在地	山形市十日町1-6-6	
	名称	むらやま診療所	
氏名	村山 太郎		
業務（研究）廃止の事由 及びその年月日	（例）施用しないため、診療所廃止、退職、死亡 等 平成〇〇年〇〇月〇〇日		
上記のとおり、業務（研究）を廃止したので、免許証を添えて届け出ます。 令和〇〇年〇〇月〇〇日 住所 山形市松波2-8-1 届出義務者続柄（遺族等が届出する場合のみ記入） 氏名 村山 太郎 山形県知事 殿			

有効期限の最初の日

免許を添付してください。

卸売業者、小売業者で法人開設の場合は、法人の所在地、名称、代表者名を記載してください。

（注意）

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 届出書の題名の空欄に廃止する免許の種類を記載すること。（麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者、麻薬研究者）
- 3 県外転出の場合は、転出先を明記すること。
- 4 死亡、解散の場合は、その相続人、財産管理人が届出義務者となる。
- 5 麻薬の免許証を添付すること。